

外国人材の受入れに関する円卓会議  
公開シンポジウム

「外国人受入れと日本の未来」  
－在留外国人基本法に向けて－

日 時 2019年3月26日(火) 14:00～17:30(終了後レセプション)  
場 所 衆議院第1議員会館 多目的ホール  
主 催 公益財団法人 日本国際交流センター(JCIE)  
助 成 公益財団法人 渋沢栄一記念財団

# 目次

---

- プログラム
- 登壇者の略歴
- 「外国人とともに創る日本の未来ビジョン」及び  
「在留外国人基本法」の提言趣旨
- 「外国人とともに創る日本の未来ビジョン」
- 「在留外国人等基本法」の要綱案
- 「外国人材の受入れに関する円卓会議」概要
- 「外国人材の受入れに関する円卓会議」  
メンバー名簿
- Part 1 円卓会議事務局長による説明資料

# ■ プログラム

---

## 開会挨拶 (14:00-14:05)

---

大河原 昭夫 (公財)日本国際交流センター理事長、円卓会議共同座長

## Part I (14:05~14:45)

---

- (1) 山下貴司法務大臣によるスピーチ
- (2) 「外国人とともに創る日本の未来ビジョン」及び「在留外国人基本法」の提言

毛受 敏浩 日本国際交流センター執行理事、円卓会議事務局長

14:45~15:00 休憩

## Part II (15:00~17:30)

---

- (1) パネル・ディスカッション 「企業は外国人受入れと定着にどう取り組むか？」

司会 実 哲也 (公財)日本経済研究センター研究主幹

パネリスト アンジェロ・イシ 武蔵大学教授  
杉崎 重光 ゴールドマン・サックス証券株式会社副会長  
杉村 美紀 上智大学副学長  
成川 哲夫 日本曹達株式会社取締役  
舟久保 利明 (一社)東京工業団体連合会会長

16:10~16:20 休憩

- (2) パネル・ディスカッション 「地域社会は外国人受入れと定着にどう取り組むか？」

司会 大野 博人 朝日新聞編集委員

パネリスト 井手 修身 NPO法人アイデア九州・アジア理事長  
小川 賢太郎 国民生活産業・消費者団体連合会(生団連)会長  
清水 聖義 群馬県太田市市長  
鈴木 江理子 国士舘大学教授  
田中 宝紀 NPO法人青少年自立援助センター定住外国人支援事業部責任者

## 閉会挨拶 (17:30~17:35)

---

國松 孝次 (一財)未来を創る財団会長、円卓会議共同座長

## レセプション (17:45~19:00)

---

## ■登壇者の略歴

### ◆円卓会議共同座長

**大河原 昭夫** (おおかわら あきお)

公益財団法人日本国際交流センター理事長



1973年住友商事株式会社入社、海外運輸部、自動車部などを経て1991年よりワシントン事務所次席、1997年より情報調査部にて部長代理、部長を歴任。2004年より(株)住友商事総合研究所に勤務、2006年より2013年まで同研究所取締役所長を務め、2014年4月より現職。日米文化教育交流会議(カルコン)委員、ベルリン日独センター評議員を兼務する他、日英21世紀委員会日本側ディレクター、日独フォーラム委員、日韓フォーラム幹事委員、国際保健の分野では、グローバル・ヘルスと人間の安全保障プログラム運営委員会幹事、グローバルファンド日本委員会ディレクターなどを務める。慶應義塾大学法学部卒。

**國松 孝次** (くにまつ たかじ)

一般財団法人未来を創る財団会長



東京大学法学部卒業。1961年に警察庁入庁後、警視庁本富士署長、フランス大使館一等書記官、内閣官房長官秘書官、大分・兵庫各県警本部長、警察庁刑事局長などを経て、1994年警察庁長官就任。1997年に退官後、1999年から2002年まで駐スイス連邦特命全権大使。2003年に認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワーク(HEM-Net)理事長に就任。2013年に同会長。一般財団法人未来を創る財団会長には2016年就任。同財団の定住外国人政策研究会座長を務める。著書に『スイス探訪』(角川書店)がある。

### ◆Part I

**山下 貴司** (やました たかし)

法務大臣/衆議院議員



司法試験合格後、検事として法務省や東京地検特捜部などに、外交官として在ワシントン日本大使館に勤務する傍ら、慶應義塾大学法学部講師、司法試験委員(憲法)などを歴任。2012年12月、公募候補者として衆議院議員に初当選。現在3期目。2017年8月、法務大臣政務官兼内閣府大臣政務官。2018年10月、法務大臣(第4次安倍改造内閣)。突破力の法律家議員として、「空家対策特別措置法」「公認心理師法」「改正ストーカー規制法」「チケット不正転売禁止法」など多くの議員立法を手がけ、先の臨時国会では「入管法等改正」を成立させた。岡山県出身。東京大学法学部、米国コロンビア大学ロースクール卒業。

## 毛受 敏浩 (めんじゅ としひろ)

公益財団法人日本国際交流センター執行理事



慶応大学法学部卒。米エバグリーン州立大学公共政策大学院修士。桜美林大学博士課程満期退学。兵庫県庁で10年間勤務後、88年から日本国際交流センター勤務。2012年から執行理事。専門は定住外国人政策、自治体の国際政策。現在、内閣官房「地域魅力創造有識者会議委員、新宿区多文化共生まちづくり会議会長、日本NPOセンター理事などを務める。第一回国際交流・協力実践者全国会議委員長、慶応大学、静岡芸芸大学で非常勤講師などを歴任。著書に『限界国家 人口減少で日本が迫られる最終選択』(朝日新書)、『自治体がひらく日本の移民政策』(明石書店)など。文藝春秋2018年11月号の『亡国の移民政策』座談会が年間読者賞となる。

## Part II

### 1. パネルディスカッション 「企業は外国人受入れと定着にどう取り組むか？」

## 実 哲也 (じつ てつや)

日本経済研究センター研究主幹



1982年に日本経済新聞社に入社。経済部記者を経て、ニューヨークやロンドンに駐在し、米欧経済や金融市場を担当。その後マクロ経済や経済政策担当の編集委員兼論説委員を務めた後、2004年から4年間、ワシントン支局長。編集局次長兼経済金融部長、論説副委員長などを経て2018年4月から現職。著書に『米国草の根市場主義—スモールプレーヤーが生むダイナミズム』(1998年、日本経済新聞社刊)、『悩めるアメリカ 不安と葛藤の現場から』(2008年10月、同)など。

## アンジェロ・イシ (あんじえろ いし)

武蔵大学社会学部教授



サンパウロ生まれの日系ブラジル人三世、自称「在日ブラジル人一世」。サンパウロ大学ジャーナリズム学科卒業。1990年に日本に国費留学、東京大学大学院総合文化研究科博士課程を経てポルトガル語新聞の編集長を務めた。専門は国際社会学、移民研究、メディア社会学。在東京ブラジル総領事館の市民代表者会議の評議員、公益財団法人海外日系人協会の理事などを務める。総務省「多文化共生の推進に関する研究会」構成員、外務省・IOM共催「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」コーディネーターなどの委員を歴任。講演歴多数。著書に『ブラジルを知るための56章』(明石書店)など。

## 杉崎 重光 (すぎさき しげみつ)

ゴールドマン・サックス証券株式会社副会長



東京大学教養学部卒。コロンビア大学国際関係論修士。1964年に大蔵省入省後、アジア開発銀行総裁補佐官、大蔵大臣秘書官、国際金融局審議官、東京国税局長、証券取引等監視委員会事務局長などを歴任。国際通貨基金にて1994年に特別顧問カムドゥッシュ専務理事を補佐し、1997年から2004年1月まで副専務理事を務めた。2004年から2006年まで損保ジャパン顧問兼損保ジャパン総合研究所理事長。2007年1月よりゴールドマン・サックス証券株式会社副会長。

## 杉村 美紀 (すぎむら みき)

上智大学総合人間科学部教育学科教授/グローバル化推進担当副学長



専門は比較教育学、国際教育学。博士(教育学・東京大学)。国立教育政策研究所研究協力者、広島大学教育開発国際協力センター客員研究員を経て2002年より上智大学に勤務。学外では現在、ユネスコ国内委員会委員、日中友好会館評議員、日本比較教育学会会長、日本学生支援機構運営評議会委員、東芝国際交流財団理事などを務める。最近の著作にEquity in Excellence (2019、共著)、「高等教育の『国際化』をめぐる新展開と日本の役割」(2018、単著)、『移動する人々と国民国家』(2017年、編著)、『多文化共生社会におけるESD・市民教育』(2014年、共編著)などがある。

## 成川 哲夫 (なるかわ てつお)

日本曹達株式会社取締役/岡三証券株式会社取締役/三菱地所取締役



1974年慶應義塾大学経済学部卒後、日本興業銀行入行。同審査部企業審査役、人事部参事役を経て、1997年よりドイツ興銀社長、2001年より日本興業銀行営業第十部長を歴任。2002年よりみずほ銀行執行役員審査第三部長、同常務執行役員、同常務取締役を務める。2006年より興和不動産株式会社専務執行役員に就任、同専務執行役員企画管理本部長、同専務取締役兼専務執行役員ビル事業本部長、同代表取締役社長、新日鉄興和不動産株式会社代表取締役社長を歴任し、2015年6月岡三証券株式会社取締役、2016年6月日本曹達株式会社取締役、2018年6月三菱地所取締役。

## 舟久保 利明 (ふなくぼ としあき)

株式会社昭和製作所取締役会長/(一社)東京工業団体連合会会長



1967年父親の経営する株式会社昭和製作所入社、専務・社長を経て現在取締役会長。1989年より大森工業協同組合理事長として中国人研修生事業を開始、1992年より組合員4社に第1次11名の研修生来日、以後2012年まで16次にわたる中国人研修生・実習生を延べ150名招聘。キャリア教育の活動に参加し、2015年大正大学客員教授、2019年(一社)キャリア教育プロジェクト21世紀代表。2000年(一社)大森工場協会会長、2010年(一社)大田工業連合会会長、2016年(一社)東京工業団体連合会会長。慶応義塾大学経済学部卒。

## 2. パネルディスカッション「地域社会は外国人受入れと定着にどう取り組むか？」

**大野 博人** (おおの ひろひと)

朝日新聞編集委員



1981年に朝日新聞社に入社。西部本社の佐賀支局、社会部などで勤務。その後、ジャカルタ支局長、外報部デスク、パリ支局長などののち、外報エディター(外報部長)、欧州総局長を経て12年から論説主幹。16年から現職。特派員として、冷戦の終結や湾岸戦争、カンボジア和平、ユーゴ内戦、欧州統合、移民などの問題取材。またグローバル時代の民主主義についての企画記事「カオスの深淵」(東洋経済新報社から「民主主義って本当に最良のルールなのか、世界をまわって考えた」として出版)でキャップを務めた。現在はコラム「日曜に想う」執筆を担当している。一橋大学大学院社会学研究科修士課程修了。

**井手 修身** (いで おさむ)

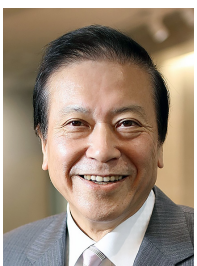
アイデアパートナーズ株式会社 代表取締役3NPO法人アイデア九州・アジア理事長/『観光・まちづくり総合プロデューサー』



1986年 株式会社リクルート入社、1996年「地域から日本を変える」運動に目覚め、地域活性事業部を設立し、全国の地域振興に奔走。2006年、アイデアパートナーズ(株)を起業し、九州を中心に、人口減少・高齢化社会における地方創生の事業化、組織構築、人材育成に幅広く携わる。長崎県波佐見町、陶磁器産業の地方創生プロデューサーなどの実績を有する。現在、「定住外国人ネットワーク九州」を立ち上げ、多文化共生のモデルを検証中。九州経済連合会「外国人材受入れの仕組みづくり」WG座長。内閣官房「地域活性化伝道師」など。

**小川 賢太郎** (おがわ けんたろう)

国民生活産業・消費者団体連合会(生団連)会長/ゼンショーホールディングス代表取締役会長兼社長



1982年に“世界から飢餓と貧困を撲滅する”ため“フード業世界一”を目指し、横浜でゼンショー(現ゼンショーホールディングス)を設立。「すぎ家」「コス」「ビッグボーイ」「ジョリーパスタ」「はま寿司」など国内4,629店、中国、ブラジル、タイなどの海外を含み計9,329店舗をチェーン展開(18年12月末現在)。“世界中の人々に安全でおいしい食を手軽な価格で提供する”ために、店舗の運営だけでなく、「食」に関わるすべてのプロセスについて責任を持つことが必要と考え、独自のビジネスモデルであるMMD(マス・マーチャндаイジング・システム)を根幹としたグループ経営を行っている。17年「国民の生活・生命を守る」ことを使命とし、産業界と消費者団体が結束して設立(11年)された生団連会長に就任。

## 清水 聖義 (しみず まさよし)

群馬県太田市長



太田市議会議員を1期、群馬県議会議員を3期務めた後、1995年に太田市長初当選。2005年3月1市3町合併まで3期務め、2005年4月に新太田市長として再選し、現在4期目。群馬県市長会会長、学校法人太田国際学園ぐんま国際アカデミー理事長、(株)太田国際貨物ターミナル代表取締役会長を務める。著書に『「前例」への挑戦ー自治体はサービス創造企業ー』(学陽書房)、『市長のひとりごと』(上毛新聞社)、『自治体の経営戦略』(学陽書房)、『地方の一分』(おおた21政経クラブ)、『教育より大切なものなんて、ない。』(おおた21政経クラブ)。慶應義塾大学商学部卒。

## 鈴木 江理子 (すずき えりこ)

国土舘大学文学部教授



一橋大学大学院社会学研究科博士課程修了。博士(社会学)。シンクタンクなどを経て、2010年4月より、国土舘大学に着任。認定NPO法人多文化共生センター東京理事、NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク副代表理事、一般社団法人かながわ国際交流財団理事、移民政策学会理事・事務局長などを兼任。移民政策や人口政策、労働政策を研究するかたわら、外国人支援の現場でも活動。主著に『「多文化パワー」社会』(2007年)、『日本で働く非正規滞在者』(2009年、平成21年度冲永賞)、『非正規滞在者と在留特別許可』(2010年)『東日本大震災と外国人移住者たち』(2012年)、『外国人労働者受け入れを問う』(2014年)など。

## 田中 宝紀 (たなか いき)

NPO法人青少年自立援助センター定住外国人支援事業部責任者



16才で単身フィリピンのハイスクールに留学。フィリピンの子ども支援NGOを経て、2010年より現職。「多様性が豊かさとなる未来」を目指して、海外にルーツを持つ子どもたちのための専門教育支援事業『YSCグローバル・スクール』を運営する他、日本語を母語としない若者の自立就労支援に取り組む。現在までに30カ国以上、650名を超える子ども・若者を支援。日本語や文化の壁、いじめ、貧困などこうした子どもや若者が直面する課題を社会化するために、Yahoo!ニュース個人など、ウェブメディアを中心とした発信活動に力を入れている。共著「多文化共生人が変わる、社会を変える」(凡人社)



# ■ 「外国人とともに創る日本の未来ビジョン」 及び「在留外国人基本法」の提言

---

2018年12月、国会で出入国管理法の改正案が可決された。この結果、2019年4月から新たな在留資格「特定技能」による外国人の日本での就労が開始される。この改正は従来、技能実習生や留学生のアルバイトに依存しがちであったブルカラーの分野で初めて就労を目的とする外国人を受入れる点において画期的なことといえる。

また政府は、12月25日に「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を発表した。これは従来、自治体、NPOなどに依存してきた在留外国人に対する支援に対して、政府として本格的に関与する姿勢を示したものであり大いに期待したい。

その一方、日本の人口減少は、今後ますます加速化しつつ半永久的に継続すると想定されていることを考えると、高齢化の進捗の下での人口減少は日本社会に大きな打撃を与え、近い将来、地域社会の持続可能性さえも危ぶまれる事態となりかねない。

そうであれば外国人の受け入れは単なる人材不足の解消に留まらず、継続的な受け入れの議論が不可欠であろう。外国人の継続的な受け入れが日本の将来のあり方に重大な影響を及ぼす可能性があることを理解した上で、外国人の受け入れを未来に向けてのビジョンと明確に結びつけるような議論を行なう必要がある。

また、日本の周辺のアジア諸国を見ると、経済発展が進む中で、高齢化も進展しており、今後、アジアにおける人材獲得競争が激化する可能性が高い。多様な才能・能力をもつ外国人材の受け入れのためには、日本は国際的に競争力のある外国人受け入れ制度を構築していく必要がある。日本として外国人の受け入れについてのビジョンを明確に示すことは、安心して外国人が日本で働き、生活できることに繋がり、日本が選ばれる国になる意味においても重要である。

こうした認識の下、円卓会議では国内における外国人受け入れに関する議論の一層の活発化を願って、外国人受け入れに向けてのビジョンを示すとともに、外国人の統合政策を進める上で基本となる「在留外国人基本法」の要綱案を提言するものである。

外国人の受け入れに当たっては、今後、どのような考え方で、どのような外国人を、どのように受け入れるべきかについての本格的な議論が不可欠であることを踏まえつつ、本提案では緊急性が高く政策が未整備である外国人の受け入れ後の社会統合・包摂への対応に重点をおいて提案を行なうものである。

\* 本提言は、円卓会議にて議論された内容およびメンバーの意見を踏まえて、事務局で原案を作り、その原案についてメンバーに意見を求め、それをもとに事務局及び共同座長で検討の上、取りまとめたものである。

# ■ 「外国人とともに創る日本の未来ビジョン」

今後、日本として外国人を受入れていくに当たり、その基本的な方針及び将来に向けての考えを以下の通りまとめる。

## 1. 現状の課題

日本は長らく外国人受入れに対して消極的であったことにより、他の先進国と比べて受入れ態勢は大きく遅れている。以下は現状認識である。

### (1) 政策不在の課題の認識

日本では過去30年の間に在留外国人の数は2.6倍に増え、その国籍も多様化した。リーマンショック時を除いて、在留外国人の数は増え続け、平成元年には98万人に過ぎなかった在留外国人の数は平成29年末には256万人へと増加した。しかし、この間、在留外国人の存在は政府にとって管理の対象ではあるものの、在留外国人の日本語教育、職業訓練、子弟の学校教育など社会統合の面での政策はほとんど省みられることはなかった。

過去30年の間に政府の十分な教育保証のない中で育った外国児童・生徒はすでに成人し、結婚し家族を持ち、その子どもが日本で育ち始めている。ヨーロッパにおいて移民問題が深刻化した要因の一つは、移民の高い貧困率と低い学習達成度といわれており、その意味で政府が平成の間に発生、複雑化した在留外国人のさまざまな課題をしっかりと把握、分析し、将来に課題を残さないよう包括的な対応をとることが極めて重要である。さらに将来的には、省庁横断的な外国人庁(仮称)を創設し、総合施策を推進する体制の構築も検討する必要があるだろう。

### (2) 地域社会の取組みを支える基盤の強化

一方、地域社会においては政府の政策不在の間、一部の先進的な自治体においては多文化共生事業が進められ、多くの経験や事業の実績を積んできた。また、長年の受入れ経験を持つ自治体とともに現場で活躍してきたNPO等民間団体の知見も極めて有益である。こうした地方自治体やNPO等民間団体の経験は今後、全国の自治体と共有されるべきであり、将来を見据えて全国的な受入れ態勢となるスタンダードを作るべきである。政府はこうした先進的な自治体やNPO等民間団体に対し、財政的支援を抜本的に拡充して、それらの団体がその経験や特性にあわせて一定の自由度を保ちながら、相互の協働を促進することができるよう、格段の配慮をする必要がある。また健全な外国人コミュニティの育成も必要であり、そのための地域社会からの支援も欠かせない。

### (3) 労働を支える取組みの基盤構築

外国人が安心して日本で生活するためには、多文化共生事業の充実とともに、彼らの労働環境が日本人と同等であることが不可欠である。従来、外国人に対して日本人と同等の活躍の機会を整備してきた企業もあるものの、外国人技能実習制度では外国人実習生を「一時的な安価な労働力」と見なした企業がその安価な労働力に依存する経済活動を行なってきた。また労働基準法違反や人権侵害等の事例も頻発し、その結果、日本に失望して帰国する外国人も多く、海外での日本の評価を下げる結果となった。しかし、今回、政府により「特定技能」が新設された以上、外国人に日本人と同等の待遇の保証が確保されるとともに、技能実習制度は本来の目的である国際貢献であることを徹底す

るか、あるいは将来的には廃止を検討すべきである。

一方、高度専門分野、非熟練分野を問わず日本語学習や職業訓練などの政府の制度面の充実とともに、企業は外国人の雇用のあり方について再検討を行なうことが必要であろう。外国人がその能力をフルに発揮して日本で活躍できるよう政府と企業は協力して労働環境の基盤整備に取り組むとともに、外国人に対して待遇面のみならず日本人と同等の人材育成や昇進の機会の提供など公平性を図り、起業に意欲を持つ外国人に対しては起業支援の一層の促進を行う必要がある。

## 2. 「在留外国人基本法制定」の必要性

日本にとって外国人の受入れは不可避であるが、多様な人々の流入によって不必要な緊張や摩擦が生じることを回避する必要がある。一方、多くの外国人が日本社会に定住し、新たな構成員となることで、単なる労働力だけではなく、新たな経験、ネットワーク、価値観をもたらし、少子高齢化と人口減少がもたらす日本社会の持続可能性の危機を最小限に留めることができる可能性がある。その実現のためには外国人の受入れを戦略的かつ計画的に進めるとともに、日本社会における環境整備も同時に進めていかなければならない。

政府による出入国管理法の改正と「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」をさらに促進し、外国人の受入れ政策をより前進させる必要があるが、そのためには、将来にわたる在留外国人等の日本社会での位置づけを明示する「在留外国人基本法」が必要である。

また、今後、日本人と外国人が共生していく社会を構築するために、以下の基本理念のもと、外国につながりを持つ人々の権利及び義務を規定するとともに、政府及び自治体の責務等を明示することで、安全で活力ある日本の発展に大きく寄与することが期待できると考える。

- 1) 政府は、在留外国人等が日本社会の一員として多面的な貢献を行う可能性を有する存在であるとの認識のもと、在留外国人等が安心して安全に生活できるよう日本社会に統合していくとともに、日本国民との関係を相互理解、共生、協力関係へと発展させ、在留外国人等が社会の発展のために力を発揮できるよう基盤整備を行わなければならない。
- 2) 政府は、在留外国人等が日本国民同様、出生から死亡に至るまでの一生の中で生活者として多様なニーズを有し、また社会と係わるものであり、このようなライフステージを包括する取組みが必要との認識のもと、子どもの教育の機会均等をはじめ、日本での生活、学習、就労における選択および参加を含む在留外国人等の社会的統合・包摂について合理的な配慮を行わなければならない。なお、そのための対応は国及び地方公共団体、住民、教育機関、医療機関等の有機的な連携の下に総合的に行なわれる必要がある。
- 3) すべての日本国民は、在留外国人等の出身元の文化的・言語的アイデンティティに対し十分な配慮をするとともに、在留外国人等の尊厳を重んじ、何人も、国籍、人種、または宗教等を理由として差別されないよう努めなければならない。

## 3. 「開国」の歴史的意義

近年、外国人観光客が一挙に増え、2018年には訪日外国人観光客が過去最高3,100万人に達し、大都市だけではなく地方都市においてもその姿を見ることが日常化するようになった。また都市部を中心にコンビニ等において働く外国人の姿が日常化しているが日本人はそれを問題視することなく受入れている。

従来、島国の日本は従来、単一民族的な色彩の強い国家であると考えられ、独自の国民性を持ち、市民レベルにおいては外国人との交流の経験は従来、限定的であった。しかし、日本にはそもそも、海外からさまざまな文化を受入れ、発展させてきた歴史がある。

古代には渡来人が新たな文化を伝え、奈良時代には大陸から鑑真が日本に渡り仏教を広めただけでなく、日本食の元となる醤油や味噌をもたらした。日本は外国から文化や人材を積極的に受入れることで社会にイノベーションを引き起こし、国の発展を導いてきた。異文化の積極的な受入れこそが、文化、社会のイノベーションを引き起こす起爆剤となり、文化のみならず、政治や社会システムを発展させてきた。近代においても明治政府は数千人のお雇い外国人を雇用して急速な近代化を達成した。その意味で異文化、外国人の受入れは日本の歴史に沿ったものであり、国を開くことこそ日本の歴史に沿ったものといえるだろう。

ただそうした歴史があるとはいえ、今後、継続的に増加する外国人に対して、社会の一員として受入れ、外国人と日本人との間でウイン・ウインの関係を構築していくためには、「在留外国人基本法」で明示した方針を徹底し、社会的な共通認識を高めていく必要がある。また外国人受入れを含め社会の多様性を活力に結び付ける施策を行なうとともに、日本の文化や社会に根づいた受入れのあり方を構築するべきである。そのことによって世界に開かれ、日本人も外国人もともに活躍できる活力ある日本社会が実現するだろう。

これからの日本にとって外国人の受入れは避けて通ることのできない課題である。そのための議論はまさに、いま始まったばかりといえる。次世代を担う若者、あるいは外国人も含めて、日本人と外国人の間でウイン・ウインの関係をどう創るのか、そして新たな活力を活かして明るい日本の未来をどう築くのかという課題について、今後、国民的な議論が行なわれることを期待するものである。

# ■「在留外国人等基本法」の要綱案

この「在留外国人等基本法」の要綱案は、「在留外国人等基本法」の中に盛り込むべき内容をまとめたものである。なお、在留外国人等とは、日本に3ヶ月を超えて居住する日本国籍を持たない者、出生以外による日本国籍取得者とその子孫、両親のいずれかが日本国籍以外である者とその子ども等を指すものとする。

## 1. 目的

この法律は、在留外国人等の流入及び定住化が進む中で、在留外国人等と日本国民が相互に文化、人格、個性を尊重しあひながら、日本社会の一員として在留外国人等の人権が尊重され、対等な社会参加を実現していく共生社会を構築する上で必要な基本理念を定めるとともに、そのための環境整備を国、地方公共団体等が行なうことにより、経済、文化両面で活力ある社会を実現することを目的とするものとする。

## 2. 基本理念

在留外国人等に関する法律または施策は、次に掲げる事項を基本理念として行なうものとする。

- 1) 政府は、在留外国人等が日本社会の一員として多面的な貢献を行う可能性を有する存在であるとの認識のもと、在留外国人等が安心して安全に生活できるよう日本社会に統合していくとともに、日本国民との関係を相互理解、共生、協力関係へと発展させ、在留外国人等が社会の発展のために力を発揮できるよう基盤整備を行なわなければならないこと。
- 2) 政府は、在留外国人等が日本国民同様、出生から死亡に至るまでの一生の中で生活者として多様なニーズを有し、また社会と係わるものであり、このようなライフステージを包括する取組みが必要との認識のもと、子どもの教育の機会均等をはじめ、日本での生活、学習、就労における選択および参加を含む在留外国人等の社会的統合・包摂について合理的な配慮を行わなければならないこと。なお、そのための対応は国及び地方公共団体、住民、教育機関、医療機関等の有機的な連携の下に総合的に行なわれる必要があること。
- 3) すべての日本国民は、在留外国人等の出身元の文化的・言語的アイデンティティに対し十分な配慮をするとともに、在留外国人等の尊厳を重んじ、何人も、国籍、人種、または宗教等を理由として差別されないよう努めなければならないこと。

## 3. 国及び地方公共団体の責務

- 1) 国及び地方公共団体は、この法律の基本理念に従い、その目的を達成するために、在留外国人等に関する施策を総合的に策定し、これを実施しなければならないものとする。
- 2) 国及び地方公共団体は、在留外国人等の出入国及び在留管理、保護、処遇等に関連する他の法令の制定及び改正を行う場合は、この法律の目的及び基本理念に沿って行なわなければならないものとする。
- 3) 国は共生社会の実現に向けた財源確保を図るとともに、地方公共団体に必要な財源を確保しなければならないものとする。
- 4) 国と都道府県は、市町村における外国人の受入れと定着の推進にかかわる体制の整備と的確な施策の実施のための措置を講じなければならないものとする。

#### 4. 事業者の責務

在留外国人等を雇用する事業主は、国が実施する施策に協力するとともに、その雇用する外国人が有する職業能力を有効活用し向上させるための労働環境を整備し、日本語学習、職業訓練等の教育訓練の提供を含む適切な対応に努めなければならないものとする。

#### 5. 日本国民及び在留外国人等の責務

- 1) 日本国民は、日本社会が持続的かつ健全な発展を遂げていく上で在留外国人等を社会の構成員として受入れることが重要であることに鑑み、在留外国人等との協力、共生の推進に寄与するよう努めなければならないものとする。
- 2) 在留外国人等は、日本社会の一員として日本国民と協同、連帯し、安全で安心な地域社会の維持に寄与し、共生社会の実現に向けて積極的に社会参画・参加するよう努めなければならないものとする。

#### 6. 基本方針及び計画の策定

- 1) 政府は、在留外国人等の受入れと、就労、生活及び社会参画等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その基本方針とそれに基づく基本計画を5年おきに策定しなければならないものとする。
- 2) 都道府県及び市町村は、1)の基本方針及び基本計画を勘案し、当該都道府県または市町村の実情に応じて、在留外国人等の就労、生活及び社会参画等についての計画を策定しなければならないものとする。
- 3) 政府は、基本方針及び基本計画の策定にあたっては、在留外国人等の当事者、事業主、NPO・NGO等の関係者の意見を聞き、それを尊重するように努めなければならないものとする。
- 4) 基本計画には、下記に掲げる事項について定めなければならないものとする。
  - ① 施策に関する基本的目標と方向
  - ② 行政機関等が講ずべき措置に関する基本的事項
  - ③ 財源、人員を安定的に確保するための措置に関する事項
- 5) 基本計画については、成果指標を定めて進捗管理を行なうとともに、施行後3年度を目途として制度運用の状況、実態の調査結果を踏まえた検討を加え、必要があると認められるときは見直しを行うものとする。なお、基本計画の見直しを踏まえ各施策についても見直す等、必要な措置を講じるものとする。

#### 7. 在留外国人等政策委員会

- 1) 在留外国人等に関する基本計画の策定または変更、計画の実施状況についての監視や勧告を行う諮問機関として、内閣府に「在留外国人等政策委員会」(以下、政策委員会)を設置するものとする。
- 2) 政策委員会の委員は、在留外国人等の就労、生活及び社会参画に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者により構成されるものとする。なお、審議会の委員は、在留外国人等の当事者、事業主、NPO/NGO等の意見を聞き在留外国人等の実情を踏まえた調査審議を行うことができるよう構成されなければならないものとする。
- 3) 都道府県は、在留外国人等に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、その施策の実施状況を監視する諮問機関の設置のために必要な措置を講ずるものとする。

- 4) 国と都道府県は、市町村が政策委員会に準じる機関を置くことができるよう、支援措置を講じなければならないものとする。

## 8. 啓発活動

政府及び地方公共団体は、共生社会の実現を妨げている諸要因の解消を図るとともに、この法律の目的と基本理念に関する日本国民、事業主、在留外国人等の関心と理解を深めるために必要な啓発活動を行わなければならないものとする。またすべての教育機関においては、多様性の尊重と共生社会の実現に向けた教育実践に努めなければならないものとする。なお、各関係機関及び団体の協力の下、共生社会の重要性を広く日本国民と在留外国人等に訴えかけるとともに、在留外国人等による社会、経済、文化その他あらゆる分野への参画を促進するために、多文化共生週間を設けて、集中的な啓発活動を行うこととするものとする。

## 9. 情報の収集、整理及び提供

国は、在留外国人等の政策立案及び共生社会の実現のための取組みに資するよう、国内外における在留外国人等に関する情報の収集、整理及び提供、必要な調査及び統計の実施に努めなければならないものとする。また政府は、毎年、この法律に掲げる基本理念の実現状況及び政府が講じた施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならないものとする。

## ■ 「外国人材の受入れに関する円卓会議」概要

---

「外国人材の受入れに関する円卓会議」(共同座長:国松孝次・未来を創る財団会長、大河原昭夫・日本国際交流センター理事長。以下、円卓会議)は、日本国際交流センター(JCIE)が、政界、経済界、自治体、NGO、メディア、日本に暮らす外国人等、社会各層を代表する方々に発起人としてご参画を願い、公益財団法人渋沢栄一記念財団の助成を得て、2018年に設置したものである。

日本国際交流センターは、非営利・民間の立場から、2005年より在住外国人をテーマに様々な事業を実施し、実績と国内外に幅広いネットワークを構築してきた。円卓会議は、これまでの事業成果や、ネットワークを生かしつつ、政府、民間のいずれにおいても散発的に行われてきた外国人を巡る議論を、多様なセクターの代表者による継続的な議論として形成することを目的として発足した。また、日本の将来に向けての方向性を示せるような多面的、包括的な議論の成果を社会に幅広く広め、政策構築の支援を視野に入れながら、外国人の受入れと定着のあり方についての国民的な議論を高めることを目指して建設的な議論を行っている。

円卓会議では、これまで発起人会合を含め三回の会合をもち、人口減少という日本社会の構造変換のなか、外国人の受入れと共生社会を考える上で必要な視点について議論を行った。また、外国人を労働者としてのみ見るのではなく、日本で働き、生活し、家族を持ち、子どもを生き育てる、社会の構成員としてどう位置づけていくかについて議論を重ね、日本に暮らす外国人にかかわる制度の法制化を考慮した「在留外国人等基本法」を提言することになった。



## ■ 円卓会議メンバー名簿

---

(50音順)

アンジェロ・イシ	武蔵大学教授
市川 正司	弁護士、日弁連人権擁護委員会元委員長
井手 修身	NPO法人アイデア九州・アジア理事長
大河原 昭夫	(公財)日本国際交流センター理事長
大野 博人	朝日新聞編集委員
小川 賢太郎	国民生活産業・消費者団体連合会(生団連)会長
柿沢 未途	衆議院議員(無所属)
木村 義雄	参議院議員(自民党)
国松 孝次	(一財)未来を創る財団会長
坂本 吉弘	(一社)日本国際実務研修協会会長
笹川 博義	衆議院議員(自民党)
佐藤 美央	国際移住機関(IOM)駐日代表
実 哲也	(公社)日本経済研究センター研究主幹
シュレスト・ブパール・マン	エベレスト・インターナショナル・スクール・ジャパン理事長
杉崎 重光	ゴールドマン・サックス証券副会長
杉村 美紀	上智大学副学長
鈴木 江理子	国土舘大学教授
鈴木 康友	浜松市長
田中 宝紀	NPO法人青少年自立援助センター定住外国人支援事業部 責任者
中川 正春	衆議院議員(無所属)
成川 哲夫	日本曹達株式会社取締役
舟久保 利明	(一社)東京工業団体連合会会長
三木谷 浩史	(一社)新経済連盟代表理事
毛受 敏浩	新宿区多文化共生まちづくり会議会長、(公財)日本国際交流 センター執行理事
結城 恵	群馬大学教授

# 「外国人とともに創る日本の未来ビジョン」 及び 「在留外国人基本法」の提言

(公財) 日本国際交流センター 執行理事  
毛受 敏浩 (TOSHIHIRO MENJU)

## 内 容

1. 「外国人材の受入れに関する円卓会議」について
2. なぜ「外国人とともに創る日本の未来ビジョン」及び「在留外国人基本法」の提言か？
3. 「外国人とともに創る日本の未来ビジョン」の提言
4. 「在留外国人等基本法要綱案」の提言

## 1-1 「外国人材の受入れに関する円卓会議」

### ◆発足の背景と目的

- ・従来の枠組みを越えた外国人の受入れについての議論が必要
  - ・しかし現状は、国民的なコンセンサス作りのための議論の場がない
  - ・日本国際交流センターとして、多様なセクターによる議論の場の創設を構想
- 政界、経済界、自治体、NPO、在留外国人、メディア等の代表者（25名）に円卓会議の創設を呼びかけ、2018年に発足
- 外国人受入れのあり方と受入れ後の社会ビジョンなど日本の将来に向けての方向性を幅広く議論し発信する。

## 1-2 「外国人材の受入れに関する円卓会議」

### ◆これまでの活動

- ・発起人会合（2018年7月12日）
  - ：円卓会議の設置に向けた期待、円卓会議の役割、外国人を巡る現状と政策についての認識共有
- ・第一回円卓会議（2018年11月9日）
  - ：円卓会議メンバーの活動状況の共有、法務省佐々木聖子大臣官房審議官による政策の説明と意見交換、日本に暮らす外国人にかかわる制度の法制化の必要性の了承
- ・第二回円卓会議（2019年2月7日）
  - ：円卓会議メンバーの活動状況の共有、「在留外国人基本法」の内容についての議論、来年度の活動の方向性の了承

## 2-1 なぜ「外国人とともに創る日本の未来ビジョン」と「在留外国人基本法」の提言か

◆政府の新政策は評価するものの・・・

### 国内では

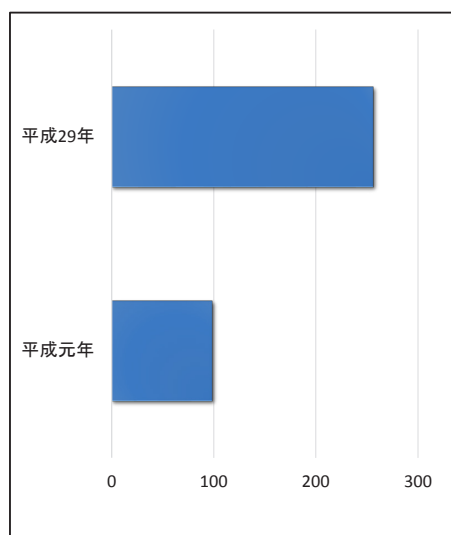
- ・ 人手不足を超えた人口減少の視点からの受入れの必要性
- ・ 在留外国人の急増と定住化の進展への総合的な対応の必要性

### 海外では

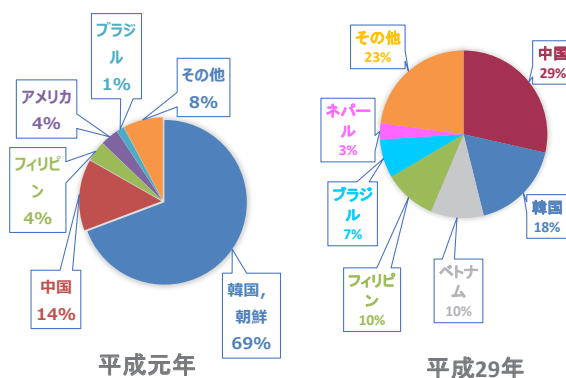
- ・ 技能実習制度によるアジアへの悪印象の改善の必要性
- ・ 国際的な人材獲得競争の中で「選ばれる国」へ  
：競争力のある制度構築の必要性

## 2-2 なぜ今提言が必要か - 現状の確認

◆平成30年間に在留外国人は・・・人数の拡大、国籍の多様化

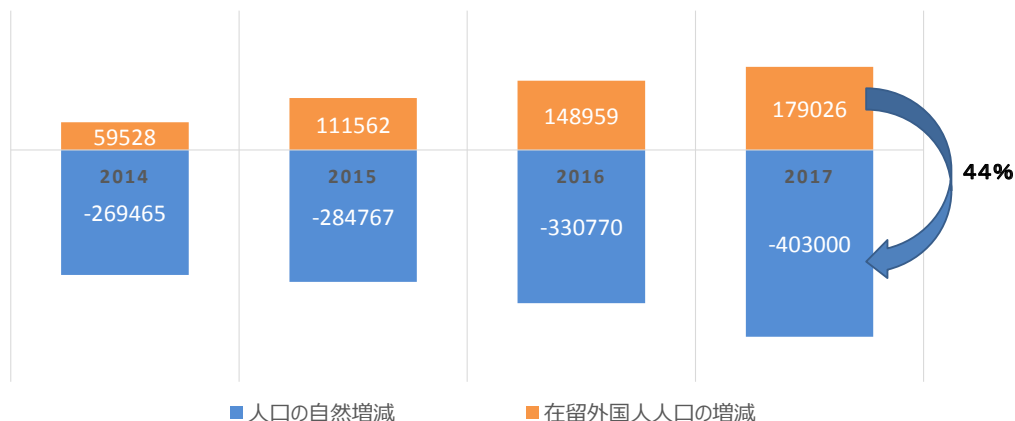


在留外国人の国籍変化



## 2-3 なぜ今提言が必要か - 現状の確認

### ◆在留外国人の増加が日本の人口減少を補填する役割を



厚生労働省の人口動態統計の年間推計、法務省の在留外国人数による

## 2-4 なぜ今提言が必要か - 現状の確認

### ◆「30年間の政策空白」問題

- ・在留外国人の日本社会の中での位置づけと政府の政策的関与の欠如が
  - ：自治体、市民への依存
  - ：十年以上暮らしながら日本語ができない外国人の増加
  - ：ダブルリミテッド、未就学子どもたちの増加
    - その世代が成長し、結婚し、子どもを持つ時代に

※ドイツでは

- ・過去30年間の政策不在によって
  - ：トルコ系住民が社会の下層へ、ドイツ人との確執、社会の治安悪化の懸念も
- 2004年の新移民法後、統合政策の徹底（600時間のドイツ語学習義務化など）

## 2-5 なぜ「外国人とともに創る日本の未来ビジョン」と「在留外国人基本法」の提言か

### ◆「選ばれる国」になるには

- ・外国人が安心して暮らせる日本へ
- ・外国人がその才能・能力をフルに発揮できるように



- \* 在留外国人の日本社会の中での位置づけが必要
- \* 政府等の責務の明確化が必要

### ◆日本人自身が将来の国の方向性を考える

→人口減少下での持続可能な日本の未来像とは何か？

## 3-1 「外国人とともに創る日本の未来ビジョン」の提言

### ◆現状を変えていく

- ・30年間の政策不在を変える⇒省庁横断的な外国人庁（仮称）の設置
- ・多文化共生の経験の偏在を変える⇒経験の共有による多文化共生体制の全国展開
- ・脆弱なコミュニティ体制を変える⇒健全な移住者コミュニティの育成と  
地域コミュニティとの交流促進
- ・一時的で安価な労働力との認識を変える ⇒ 外国人の雇用のあり方について再検討、  
企業によるこれまでの取組みの成果共有

### ◆在留外国人等基本法制定によって

- ・在留外国人の日本社会での位置づけを明示することで、将来にわたり安全で活力ある日本社会の持続可能性が高まる

### ◆「開国」の歴史的意義とは

- ・積極的に異文化を受入れ、文化・社会のイノベーションにつなげてきた歴史の再確認  
⇒将来に向けての幅広い国民的議論へ

## 4-1 「在留外国人等基本法要綱案」の提言

### ◆ 法の目的

外国人を日本社会の一員として位置づけ、対等な社会参加により共生社会を実現し、活力ある社会を構築する。その実現のために国や自治体の責務を明確化する。

### ◆ 基本理念

- ・在留外国人が社会の発展のために力を発揮できるよう基盤整備を行う。
- ・日本で生活、学習、就労など個人のライフステージに即した取組み、配慮を行う。
- ・文化的・言語的アイデンティティに対する配慮と人権保障、差別禁止に努める。

### ◆ 国及び地方公共団体の責務

- ・在留外国人に関する施策を総合的に策定し、実施する。
- ・国は財源確保を図り、地方公共団体に必要な財源を確保する。

## 4-2 「在留外国人等基本法要綱案」の提言

### ◆ 事業者の責務

政府に協力し、外国人の日本語学習や職業訓練などの適正な教育訓練を行なう。

### ◆ 日本国民と在留外国人の責務事業者の責務

- ・日本国民は、外国人を社会の構成員として受入れ、協力、共生の推進を図る。
- ・在留外国人は、日本社会の一員としてとして日本国民と協同、連帯し安全で安心な地域社会の維持に寄与し、共生社会の実現に向けて積極的に社会参画する。

### ◆ 基本方針と基本計画の策定

在留外国人等の受入れと就労、生活、社会参画等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、5年毎にその基本方針とそれに基づく基本計画を策定する。

### ◆ 啓発活動と統計の整備、施策の現状・進捗状況の報告

- ・多文化共生週間を設ける、白書を提出する。



**JCIE** 日本国際交流センター  
JAPAN CENTER FOR INTERNATIONAL EXCHANGE

107-0052 東京都港区赤坂1-1-12 明産溜池ビル7階  
TEL: 03-6277-7811 URL: [www.jcie.or.jp/japan/](http://www.jcie.or.jp/japan/)